

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第4項
処 分 の 概 要：教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の5第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第56条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：